

三春殺人ひき逃げ 死刑

争点を巡る主張

	検察側	弁護側
殺意	殺害の意欲は明らか。トラックで人をはねれば死亡する可能性は常識的に認識できる	衝突の直前に目を背け、死亡を確認せず立ち去り、何度もひいていないのは明確な殺意のない表れ
状況	トラックでの無差別殺人で危険性、悪質性、残虐性が高い	何度も刃物で刺したような事件に比べ執拗(しつよう)性、残虐性は小さい
動機	刑務所を安住の地と捉え戻ろうとした。3度の服役で更生せず規範意識も更生意欲も乏しい	刑務所に戻りたいとの動機は身勝手だが、金銭目的の殺害ではなく、非難の程度はやや弱まる
計画性	殺人の計画を事前に思い描き、実行した	場当たり的で、入念に準備した事件と比べ生命軽視や非難の程度は少し弱まる
相当な量刑	死刑	無期懲役

地裁郡山判決

「人命軽視甚だしい」 県内裁判員裁判で2例目



殺人ひき逃げの判決公判が開かれた地裁郡山支部

三春町で昨年5月、道路で清掃作業中の男女2人を故意にトラックではねて殺害したなどとして、殺人やひき逃げの罪に問われた本籍伊達市、住所不定、無職盛藤吉高被告(51)の裁判員裁判判決公判は24日、地裁郡山支部で開かれ、小野寺健太裁判長は「極めて悪質で酌量の余地はない。人命軽視も甚だしい」などとし

て求刑通り死刑を言い渡した。県内の裁判員裁判で死刑判決は2例目。

殺人罪などの成立については争いがなく、盛藤被告の殺意の程度と量刑が主な争点だった。検察側は論告として使い、明らかに被害者を殺害しようという意欲に基づく行為」と死刑を求刑。弁護側は最終弁論で「死亡を確認せず立ち去り、何度もひいていないのは明確な殺意がない表れ。積極的な殺意と比べ非難の程度は弱い」と述べ、無期懲役が相当としていた。

福島地裁によると、県内での死刑判決は記録が残る1978(昭和53)年以降、今回で9例目。直近では会津美里町で2012年7月、夫婦が殺害され、現金などが奪われた強盗殺人事件で高橋明彦死刑囚(54)に言い渡されて以来。